

役員報酬規程

【平成22年3月3日制定】

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金蘭千里学園の役員（理事及び監事。以下同じ。）の報酬並びに退任記念品料及び役員が務める役職に対する報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬額は、以下の通りとする。

- (1) 常勤理事長の報酬額は、年額2,000万円を上限に理事会が定める。
 - (2) 常勤学園長の報酬額は、年額1,600万円を上限に理事会が定める。
 - (3) 理事長及び学園長を除く常勤役員の報酬額は、別途理事会が定める。
 - (4) 非常勤役員の報酬額は、原則として無報酬とする。
但し、特別の任務を委嘱された非常勤の役員報酬額は、別途理事会がこれを定める。
- 2 役員報酬の支給方法については、職員の例による。

(退任記念品料)

第3条 役員が退任したときは、その者に退任記念品料を支給する。

但し、任期満了後再任された場合は、原則として再任されずに退任したときにその通算の在任期間分を支給するものとする。

- 2 役員が死亡により退任した時は、その遺族に退任記念品料を支給するものとする。

(退任記念品料算出の基準報酬額)

第4条 非常勤理事の退任記念品料算出の基準報酬額は以下の通りとする。

在任期間	報酬額
5年未満	5万円
5年以上	10万円

(旅費、交通費)

第5条 理事会に出席する際の旅費、交通費は一律一回につき1万円を支給する。

但し、学内理事は除く。

(協議事項)

第6条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し決定するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月3日より施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日より施行する。